

議案 109 号関連資料

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業について

1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した市民が、速やかに生活・暮らしの支援を受けることができるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給するものです。

2 事業の概要

項目	内容
給付金の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
対象者	① 基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ② ①のほか、令和3年1月から令和4年9月までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、急激な収入低下のため、直近の収入が、①の世帯と同様の非課税相当の水準にあると認められる世帯
給付額	1世帯当たり10万円
対象世帯数 (見込)	① 住民税非課税世帯数 36,200 世帯 ② <u>家計急変世帯数</u> 6,000 世帯 合計 42,200 世帯
予算額	給付金 4,220,000 千円 事務費 165,000 千円 合計 4,385,000 千円
財源	国庫補助金 (10/10)
給付時期(予定)	本補正予算議決後、1月に該当世帯に申請書等送付し、受付後すみやかに実施

(参考) 非課税相当限度額（収入ベース）の例

配偶者・扶養親族1名を扶養している場合 : 156.0万円

配偶者・扶養親族2名を扶養している場合 : 205.7万円

配偶者・扶養親族3名を扶養している場合 : 255.7万円